

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月22日
【会社名】	イーレックス株式会社
【英訳名】	eREX Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本石町三丁目3番14号
【電話番号】	03-3243-1185
【事務連絡者氏名】	常務取締役 花島 克彦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本石町三丁目3番14号
【電話番号】	03-3243-1185
【事務連絡者氏名】	常務取締役 花島 克彦
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 3,311,126,000円 オーバーアロットメントによる売出し 518,500,500円 （注）1．募集金額は、発行価額の総額であり、平成28年2月12日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2．売出金額は、売出価額の総額であり、平成28年2月12日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1．今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2．上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,300,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成28年2月22日(月)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集（以下「一般募集」という。）にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から345,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3. 一般募集とは別に、平成28年2月22日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式345,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

4. 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成28年3月1日(火)から平成28年3月4日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	2,300,000株	3,311,126,000	1,655,563,000
計（総発行株式）	2,300,000株	3,311,126,000	1,655,563,000

(注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成28年2月12日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	未定 (注)1.	100株	自 平成28年3月7日(月) 至 平成28年3月8日(火) (注)3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成28年3月11日(金) (注)3.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成28年3月1日(火)から平成28年3月4日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.erec.co.jp/ir/news.html>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成28年2月29日(月)から平成28年3月4日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成28年3月1日(火)から平成28年3月4日(金)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成28年3月1日(火)の場合、申込期間は「自 平成28年3月2日(水) 至 平成28年3月3日(木)」、払込期日は「平成28年3月8日(火)」

発行価格等決定日が平成28年3月2日(水)の場合、申込期間は「自 平成28年3月3日(木) 至 平成28年3月4日(金)」、払込期日は「平成28年3月9日(水)」

発行価格等決定日が平成28年3月3日(木)の場合、申込期間は「自 平成28年3月4日(金) 至 平成28年3月7日(月)」、払込期日は「平成28年3月10日(木)」

発行価格等決定日が平成28年3月4日(金)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとし、

5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6. 申込証拠金には、利息をつけません。

7. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成28年3月1日(火)の場合、受渡期日は「平成28年3月9日(水)」

発行価格等決定日が平成28年3月2日(水)の場合、受渡期日は「平成28年3月10日(木)」

発行価格等決定日が平成28年3月3日(木)の場合、受渡期日は「平成28年3月11日(金)」

発行価格等決定日が平成28年3月4日(金)の場合、受渡期日は「平成28年3月14日(月)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 日本橋支店	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
株式会社みずほ銀行 本店	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,024,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	138,000株	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	115,000株	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	23,000株	
計	-	2,300,000株	-

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,311,126,000	26,000,000	3,285,126,000

(注) 1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成28年2月12日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額3,285,126,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限492,668,900円と合わせ、手取概算額合計上限3,777,794,900円について、当社の財務基盤強化のため、全額を金融機関から借り入れた長期借入金の返済資金として平成28年5月末までに充当する予定であります。当該借入金は、平成26年7月17日に設立されたイーレックスニューエナジー佐伯株式会社の発電設備建設のために調達したものであります。

なお、第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書(第17期)「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1)重要な設備の新設等」に記載された当社グループの設備投資計画は、本有価証券届出書提出日(平成28年2月22日)現在(ただし、既支払額については平成27年12月31日現在)以下のとおりとなっております。

会社名	所在地	サービスの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力(kW)
				総額(千円)	既支払額(千円)		着手	完了	
イーレックスニューエナジー佐伯株式会社	大分県佐伯市	電源開発	発電設備	16,700,000	9,331,000	自己資金、増資資金及び借入金	平成26年9月	平成28年11月	50,000

(注)1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 資金調達方法における増資資金は、平成26年11月17日開催の取締役会において決議した公募増資及び第三者割当増資によるものであります。

第2【売出要項】

1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	345,000株	518,500,500	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注)1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から345,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.erex.co.jp/ir/news.html>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成28年2月12日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及 び氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1.	自 平成28年3月7日(月) 至 平成28年3月8日(火) (注) 1.	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	野村證券株式会 社の本店及び全 国各支店	-	-

(注) 1. 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 株式の受渡期日は、平成28年3月14日(月) () であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

3. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。

5. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から345,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、345,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成28年2月22日(月)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式345,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成28年3月29日(火)を払込期日として行うことを決議しております。（注）1.

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年3月22日(火)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2.）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 1. 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 345,000株
(2) 払込金額の決定方法	発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。
(3) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(4) 割当先	野村証券株式会社
(5) 申込期間(申込期日)	平成28年3月28日(月)
(6) 払込期日	平成28年3月29日(火)
(7) 申込株数単位	100株

2. シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成28年3月1日(火)の場合、「平成28年3月4日(金)から平成28年3月22日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成28年3月2日(水)の場合、「平成28年3月5日(土)から平成28年3月22日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成28年3月3日(木)の場合、「平成28年3月8日(火)から平成28年3月22日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成28年3月4日(金)の場合、「平成28年3月9日(水)から平成28年3月22日(火)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主であるKISCO株式会社、阪和興業株式会社、上田八木短資株式会社、Nittan Capital Company Limited、C B C株式会社及び太平洋セメント株式会社は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社の社章  を記載いたします。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(*2)に係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成28年2月23日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成28年3月1日から平成28年3月4日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

2. 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.erec.co.jp/ir/news.html>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成26年12月22日から平成28年2月12日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

なお、当社普通株式は、平成26年12月22日をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R及び株式売買高については該当事項はありません。



（注）1．・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2．P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成26年12月22日から平成27年3月31日については、平成26年11月17日提出の有価証券届出書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益（平成26年9月3日付株式分割（1株につき1,000株の割合）考慮後）を使用。

平成27年4月1日から平成28年2月12日については、平成27年3月期有価証券報告書の平成27年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成27年8月22日から平成28年2月12日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者（大量保有者）の氏名 又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数（株）	株券等保有割合 （％）
Nittan Capital Company Limited	平成28年1月5日	平成28年1月7日	変更報告書	1,092,500	8.01

（注） 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)平成27年6月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第1四半期(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)平成27年8月14日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第2四半期(自平成27年7月1日 至平成27年9月30日)平成27年11月13日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第3四半期(自平成27年10月1日 至平成27年12月31日)平成28年2月12日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年2月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月30日に関東財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書(上記1 有価証券報告書の訂正報告書)を平成27年9月15日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書(上記1 有価証券報告書の訂正報告書)を平成28年2月22日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(訂正報告書により訂正された内容を含む。以下同じ。)及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成28年2月22日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所については_____ 〆で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の「事業等のリスク」に記載の事項を除き、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成28年2月22日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成28年2月22日)現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社の事業環境及び固有の法的規制に係わるリスクについて

電気事業法改定による当社グループへの影響に関するリスク

当社グループは「電気事業法」に基いた事業を行っております。平成28年4月に予定されている電力小売全面自由化の制度設計、並びにその後の送配電分離における制度設計等、当社グループが電気事業法の改定により受ける影響は多岐に亘ります。従って、想定外の制度変更については、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

法令等の改正による当社グループへの影響に関するリスク

当社グループの運営する発電所は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の特別措置法」（再生可能エネルギー固定価格買取制度）の設備認定を受けた発電設備による発電事業を行っております。現行制度では、一度適用された買取価格は上記法で定める調達期間内において変更される事はありません。しかしながら、経済産業省・資源エネルギー庁により検討されている再生可能エネルギー固定価格買取制度の検討結果次第では、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

その他当社グループに関連する各種法令等が変更された場合、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす場合があります。

原子力発電所の再稼働に伴う、価格優位性の低下リスク

原子力の発電コストは、福島第一原発の事故を受けた追加的安全対策費用の増加が見込まれるものの他の電源に比較して安価なため、原子力発電所が稼働した場合、一般電気事業者の販売電力単価が下落し、競合する当社の価格優位性が低下する可能性があります。

当社は、F I T制度を有効活用し（有効期間：20年）利益率重視の販売政策を実施することにより、当社グループへの業績への影響は僅少と予想しておりますが、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

業績の季節変動に関するリスク

当社グループの売上は、顧客の電気使用量の季節的変動による影響を受けます。当社グループは、季節的な電気需要動向予測に基づいて販売計画を立てておりますが、気温・気象・湿度等のパターンが予想外に変化した場合、需要が低下し、売上の減少を招く可能性があります。これにより、当社グループの事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、仕入先から調達する仕入単価は夏季（7月～9月）に割増単価が適用されるため、例年第2四半期（7月～9月）は当社グループの業績が悪化する傾向にあります。

託送料金改定による、コスト・アップのリスク

当社の行う電力小売事業では、需要家への電力供給を行う際に一般電気事業者が管理・保有する送電線網を使用する必要があります。送電網を使用するには一般電気事業者が定める託送供給約款に基づく託送料金が課せられます。一般電気事業者の料金改定による託送料金の値上げ、又は課金体系の変更は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

為替相場の変動リスク

当社グループの運営する発電所では、海外からの輸入P K Sを用いた発電事業を行っており、為替相場の影響を受けます。為替レートの急激な変動は、当社グループの運営する発電所の収益を圧迫し、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

P K S輸入元に関するリスク

当社グループが運営する発電所で使用するP K Sは、主にインドネシア、マレーシアを産地としています。これらの国において、法令の変更や政情不安、その他の理由から禁輸措置が執られた場合、又は自然災害等により輸出が不可能になった場合等、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(2) 経営成績及び財政状態に影響を及ぼすリスク要因について

イーレックスニューエナジー佐伯株式会社への多額の設備投資に関するリスク

当社グループは、新電力として電力の小売を行うとともに、当社グループ所有のバイオマス発電所を建設し、ベース電源を確保することにより、安価な電力を顧客に提供するための積極的な設備投資を実施してまいりました。

平成26年7月17日に設立したイーレックスニューエナジー佐伯株式会社では、平成28年11月の商業運転開始を目標として、50,000kWの定格出力を持ちP K Sを主燃料とした発電所を建設する予定で、平成27年2月に着工いたしました。イーレックスニューエナジー佐伯株式会社では、事業を共同で行うことを目的に株式会社東芝の子会社であるシグマパワーホールディングス合同会社及び、東燃ゼネラル石油株式会社から資本参加を受けており、株主構成は当社約70%、シグマパワーホールディングス合同会社約20%、東燃ゼネラル石油株式会社約10%となっております。

本バイオマス（P K S）発電所の建設には、約167億円の設備投資を見込んでおり、当社では当該設備投資資金に充当するため、平成26年10月6日に121億円のシンジケートローン契約を締結いたしました。差額の46億円については、各社の出資割合に応じて、出資者が負担することとなっております。なお、一部については既に負担しております。

当社グループでは、設備投資の決定は市場動向、競合他社の動向等も検討しつつ、事業戦略及び当該投資の収益性等を総合的に勘案し、慎重に実施していく方針であります。しかしながら、経済動向や市場動向を正確に予測することは困難であり、多額の設備投資に対し、当社グループの想定どおりに需要が拡大しなかった場合には、減価償却費の負担等が収益性を圧迫し、使用設備の除却や減損が生じるなど、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当該発電設備の建設工事が遅延した場合等、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

電力調達先が当社収益に与えるリスク

当社では自家発電設備を有する事業会社等、グループ外の発電所からも大量に電力の購入を行っております。当社が電力の購入を行っている発電所の多くは、化石燃料を用いた火力発電を行っているため、輸入化石燃料の価格が上昇し、調達先発電所からの電力購入価格が上昇した場合、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、調達先発電所からの契約解除や契約更新の見送り、契約条件の不利な変更等が行われた場合、並びに電力調達先の発電所のトラブル等による発電量の低下した場合も、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

競争激化に伴うリスク

当社の行う特定規模電気事業は、電気事業法に基づく届出を行う事で事業の開始が可能となっております。参入障壁が低い事から、近年、新規参入事業者が急増しております。新規参入者の急増は、電力購入価格の上昇と、電力販売価格の下落を招く可能性があります、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

卸電力取引市場の取引価格の変動リスク

当社の行う電力卸売事業は、主として一般社団法人日本卸電力取引所への電力販売によるものです。原子力発電所の本格的な稼働再開等により、同取引所の取引価格が急落した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

多額の借入金及び財務制限条項への抵触のリスク

当社グループは、金融機関との間で融資契約（シンジケートローン）による多額の借入を行っております。かかる融資契約に基づき、事業や設備投資が制約されたり、新規借入が制約される等、自己資本利益率が当社グループよりも高い競合他社と比較して競争力が劣る可能性があります。当社グループの平成28年3月期第3四半期末の有利子負債比率は84.4%となっております。

また、当社グループの借入金のうち、融資契約（シンジケートローン）に基づく借入金については、財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、貸付人の請求があれば期限の利益を失うため、直ちに債務の弁済をするための資金が必要になり、当社グループの財政状態及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

当該財務制限条項は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結貸借対照表関係 4 財務制限条項」に記載しております。

(3) 当社グループの事業運営体制に係わるリスクについて

需給バランス調整リスク

当社が電力の小売を行うには、一般電気事業者が管理・保有する送電線網の利用が必要です。利用に際しては一般電気事業者の定める託送供給約款等において、30分を1単位とした時間毎に電力の調達量と販売量を一致させる義務（30分同時同量制度）を負っております。

時間毎の調達量が多い場合は、その余剰量を市場取引によって販売し、調達量が少ない場合は市場取引によって調達を行います。

当社では、中給システムと呼ばれる需給監視システムを用い、時間毎の需給バランスの最適化を行っております。従って、発電不調が起こった場合等、インバランス料金の発生により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

バイオマス燃料の価格上昇リスク

当社グループが運営する発電所で使用するバイオマス燃料であるPKSは、パーム油生産時に発生する残渣(ざんさ)であり、現状は利用価値の低い資源として扱われております。

今後、産業構造改革や技術伸展、生産国による法令変更等を理由として利用価値向上による価格上昇が生じた場合、当社連結子会社の原材料費上昇を招き、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

バイオマス燃料における異物混入リスク

当社グループが運営する発電所で使用するPKSには、金属性の部品類や粘土・礫等の不燃物、およびプラスチック等の可燃物が混入しています。ボイラー投入前に異物の混入を極力排除しておりますが、不燃物類については、その形状・硬さから発電設備の摩耗・損壊に繋がる場合があります。可燃物については、燃焼時の性状によっては発電設備の腐食を引き起こす可能性があります。

従って、バイオマス燃料への異物混入により当社グループが運営する発電所の操業にトラブルが発生した場合、連結子会社の発電量の減少や修繕費用の増大、電力の計画外調達による当社仕入費用の増大を招く等、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが運営する発電所の操業リスク

当社グループが運営する発電所においては、安全操業及び設備の安定運転を心がけております。保守・保安作業については当社グループ従業員のみならず、発電設備メーカー及びメンテナンス会社と協議を重ねた上で実施しております。しかしながら、想定外の設備故障等により、計画通りの操業が出来なくなった場合、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが運営する発電所において、自然災害や人為的なミスを含む当社グループの想定外の理由に伴い計画通りの操業が出来なくなった場合、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保・育成に関するリスク

当社は、低コストの燃料を活用した競争力ある電源の開発を進めるために、技術力のある専門性に富んだ人材を採用・育成し適材適所に配置し、コミュニケーションの質を高めながら、よりスムーズで迅速な対応を実現するチームを創りあげることを経営ビジョンに掲げております。

一方、平成28年度の電力小売の完全自由化を控え、急速な事業拡大を行う必要があるため、新サービス創出能力及び営業展開力のある営業部門要員、新たな電源開発のできる事業開発部門要員、高度な専門知識及びマネジメント能力のある管理部門要員の採用、教育の強化に努めて参ります。

計画通りに人員の確保が出来ない場合、あるいは既存人員の流出が生じた場合には、当社の事業活動に支障が生じ、当社の財政状態及び経営成績に影響が及び可能性があります。

少人数組織に関するリスク

当社グループは平成27年3月31日現在において、従業員51名(パート及び派遣社員6名を除く)と組織の規模が小さく、経営管理体制は相互牽制を中心としたものとなっております。

今後は、人員の増強及び内部管理体制の充実・強化を図っていく予定ですが、当社の求める人材が十分に確保できない場合、現在在職している人材が流出し、必要な人材が確保できない場合、又は当社グループの事業拡大に伴い適切かつ十分な人的又は組織的対応ができなくなった場合、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

少数の事業推進者に依存しているリスク

当社の事業戦略を成し遂げ当社事業戦略を推進するためには、平成13年より事業を開始したPPSとしての電源開発能力及び電力販売能力を持った人材に強く依存するところがあります。

当社はこれまで、創業者である渡邊博、及び当社の競争力の源泉でありエネルギー業界に精通している本名均を中心として、発電事業及び電力小売事業を推進してまいりました。現在、渡邊博は代表取締役社長として当社の重要な意思決定に関与し、本名均は代表取締役副社長として事業運営にあたって広範かつ中心的な役割を担っております。

当社は、少数の事業推進者に過度に依存しない体制を構築すべく経営管理組織の強化を図っておりますが、当面は渡邊博及び本名均への依存度が高い状態で推移することが見込まれるため、何らかの理由により渡邊博及び本名均が当社の業務を遂行するにあたって困難をきたした場合には、当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

ストックオプションの行使による、株式価値の希薄化に関するリスク

当社は、会社業績向上に対する士気高揚のため、インセンティブ・プランとして、役員及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権を発行しております。またストック・オプションについては、今後もインセンティブ・プランの選択肢の一つとして継続的な活用を検討しております。

現在付与している新株予約権820,000株分が行使された場合においては、潜在株式の顕在化に伴う希薄化により、1株当たり当期純利益金額への影響が発生する可能性があります。なお、本有価証券届出書提出日(平成28年2月22日)現在における潜在株式数は820,000株であり、発行済株式総数13,631,000株の6.02%に相当します。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

イーレックス株式会社本社

(東京都中央区日本橋本石町三丁目3番14号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。